

第三者行為のおケガ

健康保険が使用できないケース(第三者行為)

- ・ 以下の場合、健康保険適用外の診療となり**全額自己負担(加害者のご負担)**となります。

※ お仕事の場合は、労災適用となります。

- ・ **交通事故（自損事故を除く）**
- ・ **他人から暴行を受けた場合**
- ・ **他人が飼育・管理する動物により負傷した場合**

第三者行為でも健康保険証を使用する方法

- ・ 何らかの理由で加害者が治療費を払えない(払わない)場合は、以下の方法にて健康保険を使用できる場合がございます。
- ・ 被害者が加入している健康保険組合等に「第三者行為による傷病届」を提出することにより、被害者の健康保険を使用し、窓口3割負担で治療を受けることができます。
- ・ しかし、届け出をしないまま健康保険を利用していると、立替分を被保険者に請求がくる、または健康保険からの給付を制限する可能性がありますので速やかに届出をしてください。
- ・ ご自身の加入されている保険者へお問い合わせください。